

## エイズ対策と行政組織

四二巻一一号で、鉄鋼業の民営化に関連して「Success and Failure in Public Governance」(G. Peters et al.)を紹介した。

同書では、近年の行政課題を類型化し、それぞれについて、異なった行政組織等を持つ国の対応を整理、分析している。具体的には、鉄鋼政策(マネイジング・テクライン)、医療制度改革(マネイジング・リフォーム)、金融制度改革(マネイジング・イノベーション)、エイズ対策(マネイジング・クライシス)を取り上げ、これらの政策が、イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデン、オランダ、スペイン各国でどのように展開されたかを分析評価している。

今回は、同書により各国のエイズ対策について紹介したい。

エイズ(後天性免疫不全症候群)は、一九八一年に同性愛者に発症した。一九八二年血友病患者、一九八三年輸血患者に、その後麻薬患者等

にも発生していることが報告された。

一九八三年フランスで、一九八四年にはアメリカで、エイズの原因となるHIV(ヒト免疫不全ウイルス)と通称エイズウイルス)が発見され、一九八四年にはHIV抗体の検査方法が確立され商品化された。

血友病患者のエイズ感染は、血液を原料とする治療薬(クリオ)に含まれていたHIVが原因であること、またHIVはクリオを加熱処理すれば死滅することは確認されている。

こうした点から同書は、①献血者のスクリーニング(麻薬患者等の排除)、②献血血液のHIV抗体検査、③非加熱製剤の輸入禁止、④加熱製剤の製造、⑤非加熱製剤の市場からの排除・回収、こうした施策がどれだけ迅速、効果的に行われたかを検証し、各国のエイズ対策の成否を評価している。さらに行政施策の評価に加え、マスコミの論調、公的調査機関による検証、訴訟の数、補償金の支払い状況、責任者の追及、世論の動向から、各国のエイズ施策が政治的にどう評価できるか検討している。

行政施策の評価としては、最も成

功したのがオランダで、以下スウェーデン、ドイツとイギリス、フランス、スペインの順となっている。

政治的な評価は、一位がスウェーデンとイギリス、次がドイツ、オランダ、以下スペイン、フランスとなっている。

日本の対策を、それぞれの評価基準に当てはめると、献血血液の検査体制、非加熱製剤の回収の遅れ、被害者救済等から見てフランスに近く、ヨーロッパ諸国と比較しても問題が多いといえるかもしれない。

同書の比較分析の中で興味深いのが、行政組織の違いである。

最悪の対応をしたフランスの行政組織は、明確なヒエラルキーの下で、トップには、エナを卒業したエリート官僚群がいる。エイズについての情報も、組織のトップに上がっていくまでに時間がかかり、しかもジェネラリストである幹部の官僚はその重大性を十分認識できず、的確な対応ができなかった。

一方、スウェーデンでは、分権化が進み、行政組織は、ヒエラルキーというよりネットワーク組織であったため、広範な情報を極めて迅速に組織全体で共有できた。さらに要所

要所の専門家が最新の情報に基づいて迅速な対策を講じた。また、ドイツのように団体主義(コーポラティズム)の強い国では、医者、科学者等の集団の主張が効果的に採用されている。

これまで行政を効率的に遂行するには、官僚組織のヒエラルキーが最も適当であるとされてきた。しかし同書の分析を見る限り、エイズ対策のような危機管理においては、正確な情報収集と責任者による迅速な意思決定が不可欠であり、そのためには、ヒエラルキー組織より、ネットワーク組織のほうが、効率的であることを示している。

我が国でも、エイズ、狂牛病対策などについては、硬直化した行政組織の失策が指摘できるであろう。勿論ヒエラルキー組織の役割も重要である。必要なことは、行政組織の中でヒエラルキー組織とネットワーク組織を如何に効率的に組み合わせるかである。同書が行っているように、これまでの行政施策の成功、失敗を検証することにより、より効果的な新しい行政組織への転換が求められている。

(景)

## 行政改革周期論

スットクホルム経済大学のN・Pランソン教授は行政改革周期論を主張している。教授によると、第一フェイズは、問題が生じ、解決策が模索される段階、第二フェイズは、具体的な改革案が作成される段階、第三フェイズは、改革の実行とそれに伴う新たな問題が発生する段階、第四フェイズは、改革に対する失望とフラストレーションが、改革をストップさせ、それが新たな改革へと移る段階である。

さらに教授によると、改革は通常成功することが希であるという。改革案は、国民にわかりやすく、説得力があるシンブルなものでなくてはならないが、社会に生じた問題は、複雑なメカニズムを持っており、単純な改革案で対応できるようなものではない。それならば改革は意味がないかという、教授は「改革」はその組織に正統性を与えるという。「改革」は、「変化」であり「改善」に通じ、それが組織に正統性を与え

る。つまりその組織が、自ら省みて改善していかうという意思を持ち、改革を試みることに組織としての正統性が認められるというのである。おもしろさと同時に寂しさを感じさせる主張であるが、こうした視点で我が国の行政改革を振り返るとどうであろうか。

小泉改革のキーワードは、構造改革、財政再建、不良債権処理である。その具体化のために、内閣に行政改革推進事務局が置かれ、特殊法人改革、公務員制度改革などが進められ、また、規制緩和、医療制度改革、司法制度改革なども検討されている。

こうした動きをプランソン流に見てみると、我が国の改革は同じサイクルでも中身がやや異なっているような気がする。まず、問題認識と具体的な改革案とが結びついていない。財政再建、構造改革のためになぜ特殊法人改革、公務員制度改革が必要なのか、抽象的な議論ばかりで

具体的な説明がない。組織論の前に、官と民、国と地方の機能の種分けがあるべきなのに国民受けの特殊法人改革が先行してしまった。

さらに、改革案作成のプロセスが極めて不明瞭である。特殊法人改革にせよ公務員制度改革にせよ政治的リーダーシップの名の下に、密室で作業が行われているため、国民にはどのような議論を経て結論が出たのか皆目分らない。しかも政治決着にありがちな玉虫色の妥協案であるために一つの改革案に全く正反對の解釈が可能であったりする。

密室で決まった玉虫色改革で多様な解釈ができるから、誰が実施するかによって内容が全く変わってしまった。実施主体が元の所管府省であつたりすると、国民の関心が薄くなれば、改革は実施されなくなる。最悪の場合改革どころか独立行政法人のように焼け太りになりかねない。こうしてみると日本版行政改革サイクルは、①問題の提起と解決策の模索、②密室での玉虫色の改革案の作成、③実施段階で改革案の骨抜き、④景気好転等による問題の先送りということになる。しかもこれまで

は、何とか景気が持ち直し、問題の先延ばしが許されたが、今後はそう楽観できないかもしれない。

サイクルの中身は違っても、改革することに意味があるという点では、プランソン教授の主張と同じである。我が国では、中身に關係なく改革案というだけで評価される。省庁再編でも、規制緩和、地方分権を行い各府省をスリムにしてからの再編であつたはずが、それをしなかつたため有害無益の気まぐれ再編になつてしまった。それでも戦後初めての大規模再編だと評価される。現在進められている公務員制度改革にしても、天下りの自由化、お手盛りの給与制度など一部エリート官僚のための改革であるにもかかわらず、その中身は検証されていない。これでは、プランソン流の正統性も与えない。

改革ありきでその内容が十分吟味されない風潮は、マスコミにも責任があるかもしれないが、その背後には「親方日の丸」の抜けぬ国民の意識がある。国民一人一人の姿勢が問われている。

## 全体の奉仕者

公務員の不祥事などが起こると、よく「公務員は、国民全体の奉仕者としての自覚を持って」という発言がでてくる。

言うまでもなくこれは、憲法一五  
条二項に「すべて公務員は、全体の

奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない」と規定されていることによるものであるが、具体的に考えると、どうも全体の奉仕者とは何かよくわからない。

個々の公務員にとって、日々の仕事は、担当している分野に関係する人の利益のためである。農林部の職員にとっては、農民の生活向上が、商工部の職員にとっては中小企業の振興を図ることが目的である。何も国民全体を考えているわけではない。また、県庁にとって国の大規模プロジェクトは、仮に国全体を考えたら自分たちの県は不適當と内心思っている。県民の利便性あるいは地場産業振興のために必死になつて誘致するのである。国民の利益よりも、県民の利益である。

こんなことを言うと、全体の奉仕者とは、個々具体的な人又は集団の利益という固有名詞を否定しているのであり、農民、中小企業などの普通名詞は不特定多数という意味で全体概念とは矛盾しないという反論がなされるであろう。しかし、個人個人の利益を行政として不正に図つてはならないことは、全体の奉仕者概念を持ち出すまでもなく当然のことである。入札で特定の人を優遇するこ

とが違法な不祥事であることは当然り前である。

そもそも憲法一五條二項は、ワイマール憲法一三〇條「官吏は全体の奉仕者であり、一党の奉仕者ではない」という規定が参考になつたと言われている。仮にそうだとすると、全体の奉仕者とは政治的中立性ということになる。

特定個人の利益を図つてはならないなどという常識論を越えて、「全体の奉仕者」はどのような役割を果たしているのだろうか。

「全体の奉仕者」で連想されるのが、フランスにおける強制委任の禁止の議論である。これはフランス革命当時、市民から選出された議員について、選出母体である地域あるいは利害集団から拘束力のある委任を受けてはならないという主張である。つまり議員は、国民全体の代表であつて、一部の代表ではないから選出母体の意見を尊重することは良いがそれに拘束されてはならないということである。これについて宮沢俊義は、この議論は、議員を選出母体から引き離し、いわば根無し草にしようとする王権側の保守的な意図を持った主張であるとしている。

「強制委任の禁止」はもっぱら議

員についてであり、ここで問題にしている議員以外の公務員の場合とは状況を異にするが、我が国の全体の奉仕者論も宮沢俊義の指摘とは違つた意味で保守的な役割を持つているような気がする（憲法一五條には公務員ばかりでなく国会議員も含まれるがその議論はおいておく）。

現に、「全体の奉仕者」の具体的な使われ方をみると、「全体の奉仕者だから……すべき。」というより「全体の奉仕者だから……してはならない。」という使われ方をする場合が多い。例えば、先般問題になつた中谷元一橋大学教授のソニー役員就任問題においても、やや安易に全体の奉仕者だから兼業はだめという議論が持ち出されている。

こうしてみると全体の奉仕者論は、結果的には新しい施策のブレーキ役として、言い換えると現状維持という点で、既得権益の保護という役割を果たしているのではないだろうか。

抽象的な概念は、ややもするとスローガンの、感情的に使われがちである。全体の奉仕者論も観念的ではなくより具体的に機能論的な立場で再構築することが必要ではないだろうか。

(友)

## 公務員の中立性

公務員の中立性という言葉がよく使われる。使われると言うより公務員制度の根幹をなす原理とされている。「公務員は政治家の決定した政策を、中立、公正に実施しなければいけない」とか、「行政は、政治(党派)や特定の利害集団の圧力に屈することなく中立、公正に行われなければならない」といった使われ方がされている。

一方、政治家等の中には、公務員は政治家の決定した政策を、忠実に実施すればよいのであり、敢えて「中立」概念を持ち込む必要はない、公務員の言う中立性とは、政治家のコントロールを排除するための理屈だと主張する者もいる。

そもそもこの「公務員の中立性」とは、どのような意味であろうか。教科書的に説明すると、「中立性」概念は、マックス・ウェーバー的な行政理論すなわち政治と行政の二分論を前提としている。政治家が政策を決定し公務員がそれを実施する(行政)。公務員は、政策を実施するに当たっては特定の党派、利害集団に屈することなく中立性をもって行わなければならないとするものである。



しかし一方近年の行政学(公共管理論)では、政治と行政の二分論を否定し両者の融合を前提とするものが大勢を占めている。例えばニュー・パブリック・マネジメント(NPM)では、権限の分権化が主張され、現場組織は、政策的に割り振られた役割(ミッション)のもとで、それぞれの創意工夫で行政を実施すべきとされる。これは、実施レベルの裁量性と整理することもできるが、広範な裁量権とそれに伴う責任が割り振られており、単なる実施という概念で整理するには無理がある。従来の政策決定と実施を含んだ権限と考える方が妥当であろう。

また、ストリートレベル・ビュロクラシー論に見られるように、現場の公務員(例えば警察官、福祉関係職員)は、決められた政策を機械的に実施しているのではなく、広範な裁量権を持っている。こうした裁量権は実施段階とはいえ、一定の価値判断を前提とするものであり、公正に行われなければならないが、中立的、価値無価値的のものではない。さらに、「政治家が、政策決定、公務員がそれを実施」という二分論

を主張する者も、政策決定に公務員が関与している実態を無視することはできず、その結果「公務員は、政策選択肢を、政治家に提供し、政治家がそれを決定する」と主張をせざるを得なくなっている。しかしこうした政治家と公務員の役割分担論は、両者の専門性、情報量といった視点から非現実的であり観念的な説明とならざるを得ない。

そこで出てきた中立性論が、「公務員は、いかなる政権になろうと、国民に選ばれた政権に対しては、自己の価値観にとらわれることなく、全力をあげて尽くさなければならぬ」とする考え方である。確かに、現実の政治と行政の関係を見る限り、マックス・ウェーバー的中立性論は、非現実的である。しかし、この新しい中立性概念も、単に政権に対する公務員の忠実義務という当然のことを主張しているに過ぎないのではないだろうか。勿論権限のない政治家による公務員に対する圧力は排除しなければならぬが、この場合も、敢えて中立性を言うまでもなく違法な行為として否定できるのではないだろうか。

公務員の中立性という原理で守らなくてはならないことが、権限のない政治家等による行政に対する圧力の排除と公平な行政、公務員の政権に対する忠実義務だとすると、あえて中立性を持ち出す必要はない。中立性概念に意味があるとすれば、公務員の政治的行為の制限ぐらいであろうか。

政策決定であろうと実施であろうと程度の差はあれ裁量は存在する。裁量判断とは、価値判断であり、中立的な価値判断はないだろう。観念的な中立性論から離れ、公務員の裁量性を正面から認め、政と官の関係、公務員の責任論を再整理する必要があるのではないだろうか。(景)

## 自治の潮



## 外国人の公務就任権と満州国



外国人が日本の公務員に就任できるかという問題は、古くから議論されてきた。様々な議論があつたけれど、現在公定解釈となつているのは、「公務員に関する当然の法理として、公権力の行使又は国家意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには日本国籍を必要とする」という昭和二八年三月二五日法制局見解である。

また地方公務員については、外国籍の者の管理職選考受験資格を否定した最高裁平成一七年一月二六日判決「公権力行使等地方公務員(住民の権利義務を直接形成し、その範囲を確定するなどの公権力の行使にあたる行為を行い、若しくは地方公共団体の重要な施策に関する決定を行い、又はこれらに参画することを職務とする地方公務員)の職とこれに昇任するの

に必要な職務経験を積むべき職とを包含する一体的な管理職の任用制度を構築した上で、日本国民である職員に限って管理職に昇任することができることとするのは、合理的な理由に基づき区別であり、労働基準法三条にも、憲法一四条一項にも違反しない」がある。

この外国人の公務就任権については興味深い資料がある。国家公務員法案が国会に提出された昭和二二年に立法作業に携わつた内閣の行政調査部が作成した「国家公務員法案想定問答」である。保存状態も悪く字も消えかかっているが、その中に「問十一 日本国民以外の者は国家公務員になれるか」と言う問がある。

その論理展開がおもしろい。想定問答によると、戦前は日本国籍を持

たない者は、名誉総領事、大学教官等の公権力を行使しない者を除いては、日本の官吏になることはできなかった。一方、満州国においては日本人は満州国の官吏になつていた。戦後は、「従来の官吏に見るが如く一身を奉じて無定量の勤務に服する倫理的義務というが如き封建的な旧時代の考え方は我が新憲法の下においてはその精神に即せず、公務員と雖も社会全体の奉仕者である点を除いては一個の独立した社会人として取り扱われるのであるから公務員たるが必ずしも国籍による本国への忠誠義務には矛盾しないと思われる。従つて従来は官吏の場合に主張されたか如く厳格に理論上外国人を容れないものと結論することはできないものと考え」とある。

すなわち、戦前の日本の官吏には、天皇に対する倫理的な無定量の忠実義務があつたので、日本人以外は官吏になれなかつたが、満州国においてはそのような倫理的義務がなかったのだ、外国人である日本人も満州国官吏になれた。しかし、戦後は天皇に対する無定量の倫理的義務はなくなつたので、外国人も日本の公務員になれるという論理である。

ただし、社会通念上、警察署長、税

務署長などは除くとしている。こうした論点はこれまで議論されたことがない。また現在議論したとしても、日本人が満州国の官吏になつたのは、満州国が日本の傀儡政権であり国家としての実態をなしていなかつた証であるという一言で終わってしまうかもしれない。

しかし国家公務員法制定に携わつた当時の公務員達は、戦前の日本と満州国との関係を前提とするなかで、新憲法下での公務員のあり方を模索したのであろう。公権力行使論では戦前の日本と満州国との関係を整理することができず、天皇に対する倫理的義務で説明すると戦後は外国人の公務就任権を認めざるをえなくなる。そんなジレンマが想定問答に滲んでいる。

当時の公務員は、戦争、終戦そして明治憲法から新憲法の制定という劇的な展開のなかで、必死になつて公務員としてのアイデンティティを模索したのであろう。外国人に公務就任権を認めるという結論もその良心の表れかもしれない。何か公務員としての純粋さを感じるのである。こうした心は現代の公務員に最も欠けているものかもしれない。

(日月)

## アメリカの官民交流

官と民の人事交流、流動化が叫ばれ、平成一年には官民交流法が制定されたが、今ひとつ盛り上がり欠けるようである。

日本経団連が、四月に発表した「さらなる行政改革の推進に向けて—国家公務員制度改革を中心に—」においても、「現行の終身雇用を前提とした閉鎖型人事制度を見直し、優秀な人材が官と民との間をリボルビングドア（回転ドア）のように自由に行き来できるような開放型人事

制度へと変えていく必要がある」とし、官民人事交流をより促進すべきと提言している。

こうした議論のお手本になるのがアメリカである。アメリカでは、官民の間の流動性がきわめて高く、自由な人事交流が行われているとされている。

しかし、アメリカの官民交流については、J・アバーバック、B・ロックマンの「政治の網の中で—連邦幹部公務員の三〇年—」で実証的な分析がなされているが、一般にいわれているほど交流が行われているわけではないようだ。

同書によると、政治任用者を除く本省課長以上の幹部公務員（SES）の平均年齢は五〇歳、公務員経歴は二〇年から二三年、現在の省庁歴は一七年、現在のポスト歴は三年から六年である（一九七〇年から一九九二年）。

つまり、連邦政府の幹部となるためには、政治任用を除けば三〇歳前に公務員となり二〇年以上公務員を勤めなくてはならないことになる。しかも連邦幹部公務員の場合、大学院卒業者が八割以上、博士号を持っている者が約二割いるので、三〇歳前後というのは、大学院卒業後まもなく公務員になったということであ

らう。

また連邦幹部公務員で、二五歳から現在まで、公務外の経験が二五％以上を占めている者の割合は、三五％とのことである。公務外の経験に学生期間が含まれていることを考えれば、民間で働いた経験はほとんどないことになる。アバーバックもキャリア公務員でトップになつた者は、若くして公務員になり公務の世界でキャリアアップしてきていると結論づけている。通常いわれているほどアメリカの公務社会で、官民交流が行われているわけではない。

同書は、アメリカ公務員の実態を実証的に研究しているので非常に参考になるが、この他に興味深いのは、政治任用者の公務在職期間である。平均七年から九年程度とかなり長く、それなりの公務経験を積んでいる。また、公務を離れているときでもシンクタンクや大学で政策を研究している者が多いことを考えると政治任用といっても、大半は行政のプロといえるのかもしれない。

公務の閉鎖性を破るためにも官民交流は重要である。しかし、日本ばかりでなくアメリカの実情が示しているようにそう容易なことではない。どのような職業でも、時間をかけて初めて習得できるノウハウ、専

門性は必ず存在する。特に機動性、弾力的な運営に加えて、法律の遵守、公平性、安定性などが求められる公務においては顕著である。弁護士、公認会計士などを期間を限って任用し、その専門性を生かすことは重要であるが、民間で一般的な管理能力があるからといって、公務員として有能であるとは限らない。仕事の内容等を十分吟味する必要があるだろう。

さらに、官民交流の最大ともいえる障害に給与格差がある。公務員の給与は高すぎるなどという批判もあるが、官に来てもらいたい人の民間における給与は、官とは比較にならないほど高い。従って民間で有能とされている人はなかなか官に来たがらない。諸外国においても同様で、イギリス、ニュージーランドなどでは、エイジェンシーのトップに民間人を採用したが、給与等の処遇が悪いため次第に優秀な人からは敬遠され、二流の民間人しか来なくなったという批判もある。

最近の議論は、官は悪で、民が善という図式が多いが、官民ともに長所と短所を持っている。それをきちんと見極めた上で、官民の役割、交流を考えるべきであろう。

（景）

## 国家公務員のリストラ

## ○ 国家公務員法（昭和22年法律第120号）

（本人の意に反する降任及び免職の場合）

第78条 職員が、左の各号の一に該当する場合には、人事院規則の定めるところにより、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

一～三（略）

四 官制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

1 国家公務員法第78条第4号に基づく免職については、終戦後の行政整理が行われた昭和24、25年頃には盛んに活用されており、第3次吉田内閣で行われた行政整理においては、全官庁職員の1割5分に当たる約229,000人（専売公社及び国鉄を除くと約109,000人）の定員減が行われ（実際の退職者は約166,000人）、このうち専売公社及び国鉄を除いて約19,000人が分限免職（他に自発的退職が約51,000人）となっている。

なお、当時は民間においても大規模な人員整理が行われており、当時の多くの大企業が深刻な労働争議を経験している。

2 その後も政府は行政整理を推進したが、人員整理の円滑化を配慮する観点から、昭和28年には特別待命制度（7395人）を設け、また、翌29年には臨時待命制度（6927人）を設けて人員整理に対応した（本人からの申請又は官の命令により一定期間後に辞職）。さらに、30年には調達庁や厚生省など一部の省庁については、職員からの申し出に基づき定員外とする旨の指名を行い（445人）、定員外期間満了に伴い辞職することとする制度が設けられた。

3 昭和30年代に入ると、それまでのような大量の人員整理は行われなくなり、同39年に、旧文化財保護委員会（文化庁の前身）が姫路城保存修理工事の終了に伴い同工事事務所の職員3名を4号免職とし、また、同年の憲法調査会の廃庁に伴い同調査会事務局職員3名を4号免職（効力発生は翌40年）としたことがあるが、その後4号免職は行われていない。

4 昭和40年代以降も組織改廃が行われているにもかかわらず、4号免職は行われなくなった理由としては、次のことが考えられる。

- ・ 昭和44年の総定員法制定時をはじめとしてその後の同法改正時において、「公務員の出血整理、本人の意に反する配置転換を行わないこと」あるいは「努めること」との附帯決議がなされてきたこと
- ・ 大規模な組織改廃においても、政府部内における配置転換や身分の切替等によって対応し得てきたこと
- ・ 民間労働法制においても、裁判事例の積み重ねにより解雇権濫用の法理や整理解雇の4要件と呼ばれるものが形成されてきて、直ちに整理解雇を行うよりも採用抑制や希望退職の募集等で人員減を図るようになってきたこと

（参考）整理解雇4要件：①人員削減の必要性、②解雇回避のための努力、  
③被解雇者選定の妥当性（人選基準の客観性、合理性）、  
④解雇手続きの妥当性（対象労働者、労働組合への十分な説明等）

注 平成21年社会保険庁の廃止に伴い、日本年金機構、厚労省に採用されなかった525人が、分限免職される。現在その一部が人事院に不服申立中。

## 登録職員団体の組織状況

	在職者数 (人)	登録職員 団体の組 織人員数 (人)	組織率 (%)
内閣府	5,412	353	6.5
復興庁	35		
総務省	4,173	1,579	37.8
法務省	24,121	7,087	29.4
外務省	5,031		
財務省	60,872	39,276	64.5
文部科学省	1,681		
厚生労働省	27,147	17,681	65.1
農林水産省	15,637	12,413	79.4
経済産業省	6,925	1,228	17.7
国土交通省	37,328	18,361	49.2
環境省	1,227		
防衛省	23		
人事院	459	60	13.1
会計検査院	1,076	691	64.2
計	191,147 270,270	98,729	51.7 36.5

主な登録職員団体					
連合系		全労連系		その他	
職員団体	組織 人員数 (人)	職員団体	組織 人員数 (人)	職員団体	組織 人員数 (人)
沖縄国公労 総合事務局	208	開建労	98		
		全行管	192		
		全通信	1,383		
		全法務	6,885		
国税労組	30,639	全税関	80		
税関労組	4,989	全国税	350		
財務職組	363				
全財務	2,842				
		全厚生	300		
		全医労	1,502		
		全労働	14,400		
全農林	12,274				
		全経済	1,228		
国交職組	760	国交労組	14,836	(管理職ユ ニオン)	(542)
全開発	2,718				
		人職	60		
				会検労	691
計	54,793	計	41,314	計	691

※ 在職者数は平成24年7月1日現在（警察職員等・管理職員等を除く）。ただし、計欄の下段は警察職員等・管理職員等を含む数。

※ 組織人員数は平成25年3月31日現在。管理職員等で組織する職員団体に係るものは除く。

※ 網掛けは、全労連系の職員団体が多数を占める府省。



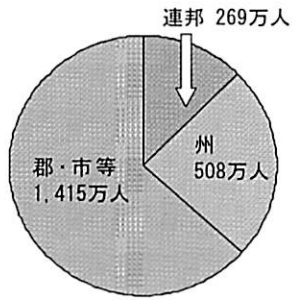
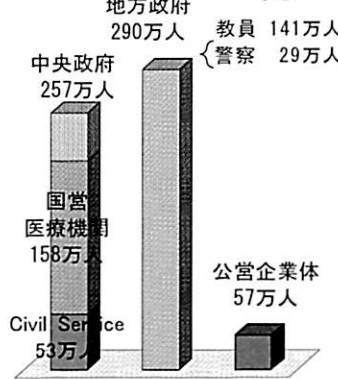
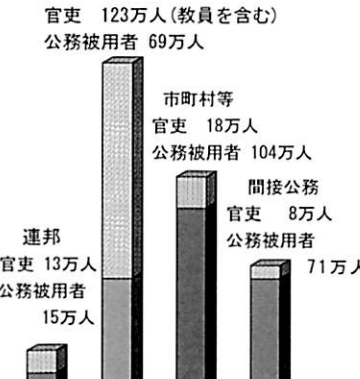
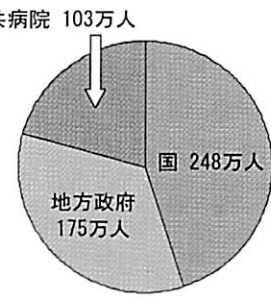
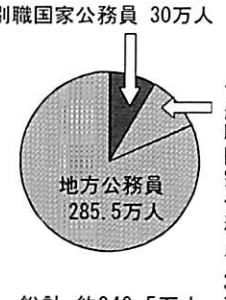
# 諸外国の国家公務員制度の概要

(平成24年2月更新)

## 目 次

I	概観及び国家公務員の数・種類	1
	【参考】府省別国家公務員数	2
II	諸外国の国家公務員の労働基本権	3
	【参考1】主要な労働組合の状況	4
	【参考2】近年の主な公務員ストライキの事例	5
III	諸外国の国家公務員の任用	6
IV	諸外国の国家公務員の評価、身分保障、退職関連	7
V	諸外国の国家公務員の給与	8
	【参考】給与改定方式	9
VI	諸外国の国家公務員の政治的行為の制限	10

I 概観及び国家公務員の数・種類

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	(参考) 日本
概観	連邦制、大統領制 二大政党下での政権交代	連合王国、議院内閣制 二大政党下での政権交代	連邦制、議院内閣制(大統領は象徴的) 二大政党基軸での政権交代	共和制、行政権は大統領・首相に属する 多党制下での政権交代	議院内閣制
現行公務員制度の淵源	建国当初から政治任用が広く行われてきたが、1883年、公務員法(ペンシオン法)制定により成績主義・政治的中立性に基づく職業公務員制が確立	ノース・トレンジャー報告(1853年)により、成績主義に基づく資格任用制が確立	絶対君主制の下で発達した官僚制が、民主的議会制下でも継承され、民主的統制に服している	仏革命により国王の官僚制は解体され、19世紀に官僚養成学校による人材育成を特色とする職業公務員制が確立	日本国憲法により公務員は「天皇の官吏」から「全体の奉仕者」に。民主的な公務員制の確立のため国家公務員法を制定
国家公務員の数と種類	269万人 (2008年9月現在) 競争職(Competitive Service) 134万人 競争試験により任用(職階制適用) 除外職(Excepted Service) 135万人 うち 郵便庁職員 73万人 行政府の上位職 0.8万人* うち 高級管理職俸給表適用者(EX) (大局長~次官、長官) 500人* ⇒政治任用 上級管理職俸給表(SES) 7,000人* (課長~局長) ⇒1割が政治任用 ※2004年3月現在	53万人 (2008年3月現在) 国家公務員(Civil Service) ~国王の奉仕者	28万人 (2008年6月現在) 官吏(Beamte) 13万人 公法上の勤務・忠誠関係 統治権関与・公権力の行使等 公務被用者(Tarifbeschäftigte) 15万人 私法上の雇用契約関係	248万人 (2007年12月現在) 官吏(Titulaires) 175万人 恒久的官職に任命行為により任用 非官吏(Non titulaires)等 33万人 見習職員、補助職員、臨時職員等	34万人 (2010年度末定員等) 一般職国家公務員 非現業国家公務員 27.4万人 特定独立行政法人等職員 5.8万人
(参考) 国以外を含めた公務員数(非軍人)	 <p>連邦 269万人 州 508万人 郡・市等 1,415万人 (行政府職員のみ) 総計 約2,193万人 (総人口 3億6百万人)</p>	 <p>中央政府 257万人 地方自治体 290万人 公営企業体 57万人 Civil Service 53万人 うち 教員 141万人 警察 29万人 総計 約604万人 (総人口 6千百万人)</p>	 <p>連邦 15万人 州 69万人 市町村等 104万人 間接公務 71万人 官吏 123万人(教員を含む) 公務被用者 69万人 官吏 18万人 公務被用者 104万人 官吏 8万人 公務被用者 71万人 総計 約430万人 (総人口 8千2百万人)</p>	 <p>公共病院 103万人 国 248万人 地方政府 175万人 総計 約526万人 (総人口 6千5百万人)</p>	 <p>特別職国家公務員 30万人 一般職国家公務員 34万人 地方公務員 285.5万人 総計 約349.5万人 (総人口 1億2千8百万人)</p> <p>※特別職国家公務員については、防衛省職員27万人を含む。</p>

【参考】府省別国家公務員数

アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
<p>大統領府 1,707人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大統領領</li> <li>國務省 36,472人</li> <li>財務省 88,245人</li> <li>国防総省 699,103人</li> <li>司法省 110,032人</li> <li>内務省 67,528人</li> <li>農務省 82,437人</li> <li>商務省 39,220人</li> <li>労働省 16,238人</li> <li>保健・福祉省 64,072人</li> <li>住宅・都市開発省 8,868人</li> <li>運輸省 55,810人</li> <li>エネルギー省 15,215人</li> <li>教育省 4,160人</li> <li>復員軍人省 283,491人</li> <li>国土安全保障省 175,172人</li> <li>独立機関及び公社 905,583人</li> <li>環境保護庁 18,249人</li> <li>共通役務庁 12,021人</li> <li>航空宇宙局 18,445人</li> <li>人事管理庁 5,433人</li> <li>中小企業庁 5,018人</li> <li>社会保障庁 63,975人</li> <li>郵便庁 723,171人</li> <li>その他 59,271人</li> </ul> <p>(2008年11月現在)</p> <p>(注) 人事行政機関 人事管理庁、メリット・システム保護委員会、連邦労務関係院、政府倫理庁</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>内閣府 1,250人 <ul style="list-style-type: none"> <li>内閣府のその他の機関 1,120人</li> </ul> </li> <li>財務省 1,160人 <ul style="list-style-type: none"> <li>財務省のその他の機関 4,940人</li> </ul> </li> <li>歳入関税庁 95,270人</li> <li>地域社会・地方政府省 5,500人</li> <li>内務省 26,340人</li> <li>文化・メディア・スポーツ省 580人</li> <li>国防省 80,070人</li> <li>子供・学校・家族省 3,340人</li> <li>技術革新・大学・技能省 1,970人</li> <li>環境・食糧・農村省 11,520人</li> <li>外務省 5,960人</li> <li>保健省 5,720人</li> <li>国際開発省 1,660人</li> <li>法務長官省 10,180人</li> <li>司法省 88,420人</li> <li>雇用・年金省 117,670人</li> <li>ビジネス・企業・規制改革省 9,020人</li> <li>運輸省 19,460人</li> <li>北アイルランド省 130人</li> <li>スコットランド省 16,800人</li> <li>ウェールズ省 6,760人</li> <li>情報保安局 5,320人</li> <li>慈善委員会 480人</li> <li>教育基準局 2,560人</li> <li>輸出信用保証局 220人</li> </ul> <p>内閣</p> <p>(2008年3月31日現在)</p> <p>(注) 人事行政機関 内閣府、人事委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>首相府 1,277人</li> <li>外務省 4,416人</li> <li>内務省 41,800人</li> <li>法務省 3,048人</li> <li>財務省 38,336人</li> <li>経済・技術省 5,016人</li> <li>食糧・農業・消費者保護省 1,547人</li> <li>労働・社会省 1,346人</li> <li>国防省 28,111人</li> <li>保健省 987人</li> <li>家庭・高齢者・婦人・青少年省 705人</li> <li>環境・自然保護・原子炉安全省 1,454人</li> <li>経済協力・開発省 393人</li> <li>交通・建設・都市開発省 7,612人</li> <li>学術・研究省 566人</li> </ul> <p>大統領領</p> <p>内閣</p> <p>(2009年現在)</p> <p>(注) 人事行政機関 連邦内務省、連邦人事委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>首相府 8,734人</li> <li>外務省 18,751人</li> <li>保健・連帯省 16,637人</li> <li>農業省 33,825人</li> <li>文化省 12,202人</li> <li>国防省 429,298人</li> <li>海外県・海外領土省 2,549人</li> <li>経済・財政・産業省 180,940人</li> <li>行政公務員総局</li> <li>国立行政学院(ENA)</li> <li>国民教育省 1,100,395人</li> <li>設備・環境・計画省 107,546人</li> <li>内務省 187,130人</li> <li>法務省 75,316人</li> <li>青少年・スポーツ省 7,885人</li> </ul> <p>大統領領</p> <p>内閣</p> <p>国務院</p> <p>会計検査院</p> <p>(2007年12月現在)</p> <p>(注) 人事行政機関 行政公務員総局</p>

Ⅱ 諸外国の国家公務員の労働基本権

		アメリカ	イギリス	ドイツ		フランス	(参考)日本
憲法上の労働基本権の位置づけ 【民間労働者】		憲法典上、労働基本権に関する規定はない	明文の憲法典はない	団結権についての一般的な保障規定がある		労働組合についての規定がある	憲法第28条で団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利について規定
国家公務員の労働基本権			【官民共通の枠組み】	【官吏】 公法上の勤務・忠誠関係	【公務被用者】 私法上の雇用契約関係		
	団結権	認められている (注) 軍人、FBI職員等は禁止	認められている (注) 軍人、警察官は禁止	認められている		認められている (注) 軍人は禁止	認められている (注) 警察官、自衛官等は禁止
	協約締結権	給与等の法定の勤務条件については認められていない (注) 郵便庁職員には、給与等も含め協約締結権が認められている	認められている (上級公務員については、事実上、協約締結は行われていない) (注) 財務省から付与される財源枠の中で、財務省と協議して決定される給与改定率の範囲内で、労使交渉で決定(配分交渉) (注) 民間と同じく、労働協約には通常、法的拘束力がない	認められていない (注) 一般に、公務被用者の交渉結果が反映されている (注) 官吏給与法を含む官吏関係の法改正を行う際の官吏組合の関与は法律上保障	認められている (注) 賃金交渉には必ず財務省関係者が関与 (注) 賃金交渉の結果締結された協約が予算の付加的支出を伴う場合には、連邦財務大臣の同意が必要 (注) 協約は、議会の承認なしに効力を発する	認められていない (注) 賃金交渉において、政府側はあらかじめ決められた予算の枠内(首相指示書の枠内)でしか交渉しない (注) 交渉の結果、議定書(法的拘束力なし)が作成された場合は、これに従う慣行があるが、1998年以降、給与改定に関する議定書の締結に至ったことはない	認められていない (注) 現業職員・特定独立行政法人職員には、協約締結権が認められている
	争議権	禁止されている (注) 単純参加を含めて、違反は刑事罰の対象となる	明文の規定はないが、一般に、罷業は違法ではない (注) 軍人、警察官等は、明文の規定で禁止	禁止されている (注) 伝統的職業官吏制度の諸原則から、禁止は自明とされている	認められている	認められている (注) 警察官、監獄職員、司法官等は禁止	禁止されている

【参考1】主要な労働組合の状況等

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	(参考)日本
組合の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>公務内組合・省庁横断組合</li> <li>オープン・ショップ</li> <li>組織率…28.0% (連邦職員) (注)</li> </ul> <p>※排他的代表制 : 特定の交渉単位内で、職員からの投票により、団体交渉権を有する組合を1つ認定し、当該組合が交渉単位に属する職員全体の利益を代表して協約を締結</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公務内組合・省庁横断組合</li> <li>オープン・ショップ</li> <li>組織率…56.6% (公的部門・地方も含む) (注)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公務内組合、官民横断組合が併存</li> <li>官吏・公務被用者横断組合、省庁横断組合</li> <li>オープン・ショップ</li> <li>組織率…25%前後 (連邦・公務被用者) (注)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>官民横断組合</li> <li>オープン・ショップ</li> <li>組織率…15.2% (公務員部門) (注)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公務内組合・省庁別組合とその連合体</li> </ul>
主要な労働組合 (組合員数)	<p>アメリカ政府職員総同盟 (AFGE) 約22万人</p> <p>全国財務職員組合 (NTEU) 約15万人</p> <p>(郵便庁職員)</p> <p>アメリカ郵便従事者組合 (APWU) 約33万人</p> <p>連邦郵便配達労組 (NALC) 約21万人</p> <p>(参考)</p> <p>ナショナルセンター アメリカ労働総同盟産別会議 (AFL-CIO) 約1050万人</p> <p>地方公務員 全米地方公務員労組 (AFSCME, AFL-CIO) 約160万人</p>	<p>国家公務員労働組合評議会 (CCSU)</p> <p>公務員民間労働組合 (PCS) 約32.5万人</p> <p>専門職国家公務員組合 (Prospect) 約10.2万人</p> <p>刑務官協会 (POA) 約3.5万人</p> <p>北アイルランド公務員組合 (NIPSA) 約4.4万人</p> <p>上級国家公務員職員組合 (FDA) 約1.6万人</p> <p>(参考)</p> <p>ナショナルセンター 労働組合会議 (TUC) 約680万人</p> <p>地方公務員 公務部門労働組合 (UNISON) 約131万人</p>	<p>ドイツ官吏同盟・賃金同盟 (DBB) 約128万人</p> <p>官吏 : 約92万人 公務被用者 : 約36万人</p> <p>統一サービス産業労働組合 (ver. di) 約227万人</p> <p>ドイツ・キリスト教労働組合連盟 (CGB) 約28万人</p> <p>※ 地方政府の公務員を含む</p> <p>(参考)</p> <p>ナショナルセンター ドイツ労働組合同盟 (DGB) 約640万人</p>	<p>フランス民主主義労働連盟 (CFDT)</p> <p>フランスキリスト教労働者連盟 (CFTC)</p> <p>管理職総同盟 (CGC)</p> <p>労働総同盟 (CGT)</p> <p>労働者の力 (FO)</p> <p>統一労働組合連盟 (FSU)</p> <p>全国中立労働組合 (UNSA)</p> <p>※ 地方政府の公務員を含む</p>	<p>(連合体)</p> <p>公務公共サービス労働組合協議会 (公務労協) 約135.6万人</p> <p>公務労組連絡会 約37.9万人</p> <p>※ 地方公共団体の職員を含む</p> <p>(参考)</p> <p>日本労働組合総連合会 (連合) 約662.3万人</p> <p>全国労働組合総連合 (全労連) 約67.0万人</p>
団体交渉の実態	<ul style="list-style-type: none"> <li>各省ごとに交渉 (給与等の法定事項は交渉できない)</li> </ul>	<p>一般の職員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各省・各エージェンシーごとに交渉。関連するすべての組合の代表が交渉に参加</li> <li>交渉が決裂した場合、政府の責任で政策・給与改定等を実施</li> </ul> <p>上級公務員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>給与以外の勤務条件について各省・各エージェンシーごとに交渉</li> </ul>	<p>公務被用者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>連邦及び市町村が共同交渉</li> </ul> <p>使用者側</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>連邦内務大臣、市町村代表、連邦財務大臣</li> </ul> <p>組合側</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ドイツ官吏同盟代表、統一サービス産業労働組合代表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用者側と上記7労働組合代表とが主に給与水準について団体交渉</li> </ul> <p>使用者側</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公務員制度担当大臣、行政公務員総局幹部、経済財政産業省予算局幹部</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>各省固有の事項については各省ごとに交渉</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各省ごとに単組と交渉</li> <li>人事院等は連合体と会見等</li> </ul>

(注) 各国政府等公表資料より

人事院作成

【参考2】近年の主な公務員ストライキの事例（地方公務員を含む）

発生状況※	アメリカ			イギリス			ドイツ			フランス		
	争議件数(件)	全体	公務	争議件数(件)	全体	公務	争議件数(件)	全体	公務	労働損失日数(千日)	全体	公務
	23	23	4	144	144	16	(データなし)	(データなし)	(データなし)	2007年	2163.9	610.9
	7.7	7.7	1.9	51.1	51.1	37.0	16.9	16.9	1.3	2006年	2373.4	952.0
	2687.5	2687.5	61.6	758.9	758.9	614.3	428.7	428.7	139.5	2005年	3113.0	1116.0
	(参加人数千人以上・2006年)			(2008年)			(2006年)					
近年の主な公務部門のストライキ事例	<p>○ 2005.12 ニューヨーク市都市交通局のスト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年金問題や賃金交渉で労使が対立し、25年ぶりにスト実施</li> <li>(3万5千人の職員が3日間実施)</li> <li>ストの影響を受けた利用者は、1日当たり約700万人(市当局発表)</li> <li>州最高裁は、裁判所の2度の禁止命令を無視したスト実施に対し、1日100万ドルの罰金支払いを命令。スト終了を拒否すれば、組合幹部を収監する可能性があると警告</li> </ul> <p>⇒ 労使双方は、ニューヨーク州調停委員のあっせん案を受け入れ、スト解除後に年金等の主要問題について交渉を再開することで合意</p>			<p>○ 2008.7 賃上げ要求の国家公務員等のスト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>インフレ率を下回る賃上げ率に反対する公務員数十万人が2日間のストを実施</li> </ul> <p>○ 2008.4 賃上げ要求の国家公務員のスト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>インフレ率(4.1%)を下回る政府提唱の賃上げ率(2.45%)に反対する国家公務員労組(PCS)が24時間ストを実施。10万人以上の公務員が参加</li> </ul> <p>○ 2006.5 人員削減に反対する国家公務員スト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中央府省の人員削減策に反対する全国規模のストを公務員民間労働組合(PCS)が実施(9万人の国家公務員が48時間ストを実施)</li> </ul> <p>○ 2006.3 年金改革に反対する地方公務員スト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年金改革案に対する交渉で労使が対立。公務部門労働組合(UNISON)等の呼びかけで150万人の地方公務員が24時間スト実施</li> <li>⇒ 政府が改革案の見直しを約束</li> </ul> <p>○ 2005 年金改革に反対する国家公務員等のスト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2005年の春から夏にかけて、組合は政府の年金施策に反対。100万人規模のスト実施を計画(政府は公務員の年金受給年齢を60歳から65歳に引き上げようとしていた。)</li> <li>⇒ 大きなストは実施されず、10月に政府と組合の間で、現職公務員については60歳になれば年金を請求できることとする旨の合意が成立(他方、新規採用者から65歳に引上げ)</li> </ul> <p>○ 2004.11 大蔵省発表のポスト削減計画に反対する国家公務員のスト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>PCSは雇用年金省と内務省の職員によるスト実施(20万人の国家公務員が24時間ストを実施)</li> <li>⇒ 雇用年金大臣は、同省における削減計画について、3か月間は強制的な解雇を行わないことをPCSと合意。ただし、政府は、現在でも、この計画に基づく削減を進めている。</li> </ul> <p>○ 2004 賃上げ要求の国家公務員のスト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>雇用年金省の職員が給与を巡り2004年に争議行為を行った。同年1月、4月及び7月にそれぞれ2日間のストを実施。</li> </ul>			<p>○ 2010.2 賃上げ要求のスト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>連邦及び州公務員(公務被用者)の賃上げを求めて、ストを実施。約2万人が参加</li> </ul> <p>○ 2009.2 賃上げ要求のスト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間企業の給与上昇を受け、州公務員の賃上げを求めて、学校、大学、病院、大学病院、行政庁、道路管理事務所等の公務被用者がストを実施</li> <li>⇒ 4回にわたる交渉の結果、段階的な賃上げ(最終的に基本給与の5.8%の賃上げ)を実施</li> </ul> <p>○ 2008.5 賃上げ要求のスト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ベルリン州公務員(公務被用者)がストを実施</li> <li>⇒ 段階的な賃上げ(第1回3.1%、第2回2.8%)を実施し、一時金(225ユーロ)を支給</li> </ul> <p>○ 2008.2~3 賃上げ要求のスト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>連邦及び市町村公務員(公務被用者)の賃上げを求めて、病院、近距離交通、ゴミ収集職員等がストを実施。2月だけで約20万人が参加</li> </ul> <p>○ 2006 前年から争点となっている勤務時間延長に反対する州公務員等のスト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>週38.5時間から週40時間への勤務時間延長等をめぐり、多数の州で、ゴミ収集職員、看護職員等が2月以降断続的にスト実施(14年ぶりの大規模ストと言われる。)</li> <li>⇒ 州使用者団体と統一サービス産業労働組合(ver. di)・ドイツ官吏同盟との合意が成立。公務被用者の週勤務時間は州により38.5時間から38.5~40時間に</li> </ul> <p>○ 2002 賃上げ要求の州公務員のスト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>複数の州、都市でストを実施</li> <li>行政事務職員、幼稚園職員、ゴミ収集職員、交通機関職員等がストを実施</li> </ul> <p>○ 2000 賃上げ要求のスト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>病院関係者・教師・行政事務職員・ゴミ収集職員・公共交通職員・空港職員等がストを実施</li> </ul>			<p>○ 2009.12 人員削減策に反対するスト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国立美術館職員がストを実施</li> </ul> <p>○ 2009.3 雇用の安定や最低賃金引上げ要求のスト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公務員を含む主要な労働組合が大規模なゼネストを実施</li> </ul> <p>○ 2009.1 サルコジ大統領の新自由主義に反対するスト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国道、空港、郵便、医療、教育、電気・ガス等の公務員を含む労働者がゼネストを実施</li> </ul> <p>○ 2008.5 政府による公共サービス部門の公務員整理方針に反対するスト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>22,900人分のポスト廃止(うち11,200人分は教育関係)に反対する教員労組、税関・税務関連労働者等の公務員約30万人がストを実施</li> </ul> <p>○ 2007.11 サルコジ大統領による社会制度改革案、公務員削減案に反対するスト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>約70万人が参加</li> </ul> <p>○ 2007.2 賃上げと人員削減撤回を求めるスト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教師、徴税担当者、郵便職員などの公務員が、終日ストを実施</li> </ul> <p>○ 2006.1 賃上げ、雇用、公共サービス擁護のスト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>初日、郵政労働者が郵便事業の自由化反対、2日目、国鉄労働者が人員削減反対、最終日、教員・公務員が賃上げを掲げ、スト実施(3日間で5万人が参加)</li> </ul> <p>○ 2005 労働時間短縮の堅持、公共サービス堅持等をめぐる国家公務員のスト</p> <p>○ 2004 地方分権法案、医療保険改革、政府の給与政策等をめぐる国家公務員のスト</p> <p>○ 2003 年金改革、地方分権等をめぐる国家公務員のスト</p> <p>○ 2000 税務部門の合理化に反対するスト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>税務部門の合理化に反対して、税務署の相談窓口、出納事務の情報処理センター等の職員がストを実施。全国の税務署の半数以上が閉鎖</li> </ul> <p>○ 2000 予算増額を要求するスト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公立医療機関に係る予算増額要求のため、医師等がストを実施</li> </ul>		

※ ILO LABORSTA (<http://laborsta.ilo.org/>) より作成。「公務」の項は「Public Administration and Defence/Compulsory Social Security」の数値を抽出した  
 なお、フランスの「全体」の項は概算による

Ⅲ 諸外国の国家公務員の任用

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
1 採用・昇進	<p>原則空席ごとの公開の競争試験で採用。公務内外から応募</p> <p>昇進は、上位の空席ポストへの応募が原則</p>	<p>原則空席ごとの公募ないし採用試験で採用</p> <p>昇進は、上位の空席ポストへの応募が原則</p>	<p>欠員状況に応じ、各省庁が競争試験で採用 終身官吏となるためには、ラウフバーン試験合格等の資格が要件</p> <p>昇進は、同一ラウフバーン内での選考。部長、課長ポストについては空席ポストへの応募が原則 → 上位のラウフバーンへの乗り換えを伴う昇進となる場合は、別途、ラウフバーン試験等による資格認定が必要</p>	<p>職員群 (corps) ごとに競争試験に基づき採用 ※ 部内試験 (非官吏を含む) と部外試験がある</p> <p>昇進は、同一職員群内での選考</p>
2 幹部候補生の採用・昇進	<p>大統領研修員計画 (Presidential Management Fellows Programme)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大学院修了者 (修士又は博士) で大学院の学長の推薦を受けた者</li> <li>○ 公開競争試験により、年間約400名</li> <li>○ 採用省庁において2年間の実務研修後に課長補佐級等に昇進 (昇進が保障されているわけではない) その後は競争</li> <li>○ 局長級以上は政治任用職 (事務次官相当職はなし)</li> </ul>	<p>ファーストストリーム採用試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大学の学業成績が上位の者</li> <li>○ 公開競争試験により、年間約500名</li> <li>○ 採用後4、5年で課長補佐級に昇進その後は競争</li> <li>○ 事務次官ポストまで職業公務員 (成績主義に基づく任用で、身分保障あり)</li> </ul>	<p>高級職ラウフバーン試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大学 (学士又は単科大学の修士相当) 課程を修了し、18月～2年間条件付官吏として準備勤務した者</li> <li>※ 法学専攻者については、大学を卒業し、準備勤務 (司法修習) を終了後に受ける法曹資格試験の第2次国家試験 (各州ごとに実施) が高級職ラウフバーン試験に該当</li> <li>○ 採用省庁において3年以上の見習勤務を経て終身官吏となる。課長補佐級官職に就任し、その後は競争</li> <li>○ 事務次官ポストまで職業公務員 (事務次官は、成績主義に基づく任用だが、政治的官吏とされ、理由の明示なく、恩給付退職に付すことが可能)</li> </ul>	<p>国立行政学院 (ENA) 試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大学等高等教育機関の修了者 (28歳未満) このほか、現職公務員を対象とした部内試験、民間勤務歴又は地方議員歴のある者を対象とした第三種試験もある</li> <li>○ 毎年約100名</li> <li>○ ENA学生 (公務員) として2年間の研修 (講義、地方・外国勤務等) 卒業時に、成績順に希望に応じて職員群を選択し、各省に配属 (課長補佐級) 概ね数年で課長級、10年～15年で局次長級に昇進</li> <li>○ 局長級以上の高級職は政治任用</li> </ul>
3 政治任用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政権交代に伴い異動する者～官僚組織に浸透し、大統領の主要な政策課題を推進</li> <li>○ ①各省局長級以上 (上院承認)、②大統領補佐官等、③上級管理職 (審議官、課長級) の1割、④秘書、運転手等の計約4,000人</li> <li>○ 公務内、民間企業、法律事務所、教育・研究機関等が人材供給源</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大臣のほか、副大臣、政務次官等として与党の議員約100人を政府部内に配置</li> <li>○ 大臣は、原則2人まで特別顧問を政治任用 (その他、首相官邸には約5人※) の特別顧問が勤務) ※2009年12月現在 ～特別顧問は政治的な側面に立って大臣を補佐。職業公務員を指揮しないことが原則</li> <li>○ 官僚が特別顧問に転身する例はまれ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本省事務次官、局長等の約400人が「政治的官吏」と呼ばれる</li> <li>○ 「政治的官吏」もメリット・システムによる任用だが、いつでも一時退職に付すことができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高級職 (本省局長、大使、地方長官など約600人) 及び大臣キャビネのスタッフ (約700人)</li> <li>○ 高級職はほぼ全て、大臣キャビネのスタッフも7～8割が職業公務員 (ENA出身)</li> <li>○ 政権交代に伴って多くが入れ替えられるが、職業公務員は官吏としての身分を保障</li> </ul>

IV 諸外国の国家公務員の評価、身分保障、退職関連

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
1 評価制度	<p>○ 目標管理による評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則毎年実施</li> <li>・ 評価結果は面談時に本人がサイン</li> <li>・ 評価結果は、配置、昇給、報奨等に反映</li> </ul>	<p>○ 目標管理による評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎年実施</li> <li>・ 目標設定及び目標達成度につき、本人と評定者が面談</li> <li>・ 評価結果は、業績不良者の把握に活用されるとともに、昇給、賞与に反映</li> </ul>	<p>○ 適性、能力及び業績を評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3年を超えない期間ごとに実施</li> <li>・ 評価結果は、昇任等に反映</li> </ul>	<p>○ 職務能力を評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1年又は2年ごとに実施</li> <li>・ 評価結果は、職員と職員が所属する職員群の人事管理協議会に通知する</li> <li>・ 評価結果は、昇給、昇格に反映</li> </ul>
2 身分保障	<p>○ 免職は、勤務成績不良等の所定の事由に限定</p> <p>○ 処分に際しては、弁明の機会が付与され、また、免職、15日以上停職、降給・降任等については、メリットシステム保護委員会への不服申立てが可能</p>	<p>○ 免職は、非能率、心身の故障等の所定の事由に限定</p> <p>○ 処分に際しては、弁明の機会が付与され、また、国家公務員不服申立審査委員会への不服申立てが可能</p>	<p>○ 官吏の免職は、心身疾患のため勤務不能の場合等の所定の事由に限定</p> <p>○ 処分に際しては、弁明の機会が付与され、また、処分庁への不服申立てが可能</p>	<p>○ 免職は、職務遂行能力不十分、職場放棄等の所定の事由に限定</p> <p>○ 処分に際しては、弁明の機会が付与され、また、最高官吏制度協議会の訴訟委員会への不服申立てが可能</p>
3 退職関連	<p>① 定年</p> <p>定年年齢はない</p> <p>【例外】 航空管制官 (56歳) 外交官 (65歳) など</p>	<p>2010年4月より定年制廃止</p> <p>【-2010年3月まで-】</p> <p>○ 上級公務員 (課長級以上) 60歳 (延長もあり得る)</p> <p>○ 一般の職員 各府省・各エージェンシーが決定</p>	<p>65歳 (2012年から2029年にかけて、段階的に67歳に引上げ)</p> <p>【例外】 警察執行官吏 (60歳)</p> <p>※ 2012年から2024年にかけて、段階的に62歳に引上げ</p>	<p>65歳</p> <p>【例外】 危険を伴う職の職員群等は55歳～60歳</p>
② 再就職に係る規制	<p>○ 再就職自体を規制する一般的な制度はない</p> <p>※ 調達担当職員は、入札企業からの職の提供を拒否しなければならないという規制がある</p> <p>○ 退職後、国の機関との接触を禁止する規定がある</p>	<p>○ 次の者は離職後2年以内に就職する場合は、政府の承認を得なければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 本省の局長以上の幹部職員</li> <li>- 再就職先と競争関係にある組織の企業秘密に接した職員</li> <li>- 離職前2年間に再就職先と公的な取引がある場合等</li> </ul> <p>○ 事務次官は、原則、離職後最低3ヶ月は就職できない</p>	<p>○ 退職後5年以内 (定年で退職した場合には3年以内) に、退職前5年間の職務と関係のある企業に就職する場合には、在職した省に届け出て、承認を得なければならない</p> <p>※ 省の業務と利害対立が生ずるおそれがある場合には、再就職は認められない。</p>	<p>○ 離職後5年以内に、職員が企業 (公共企業を含む) に再就職する場合、職員の所属庁が第三者機関である「倫理審査会」の審査を経て判断</p> <p>※ 監督、契約等の相手方の企業への再就職は、当該職務の終了後5年間認められない</p>
③ 年金制度	<p>○ 公務員年金 (CSRS) 適用者 (1983年以前の採用者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支給開始年齢 55歳 (30年以上勤務) 60歳 (20年以上勤務) 62歳 (5年以上勤務)</li> <li>・ 支給額 最も高い連続する3年間の平均給与の72.25% (38年勤務の場合)</li> </ul>	<p>○ 国民保険+公務員年金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支給開始年齢 国民保険 男65歳 女60歳 (2020年から65歳) 公務員年金 60歳</li> <li>・ 支給額 国民保険 夫婦で週134.75ポンド 公務員年金 退職時給与の47.5%の年金と年金3年分の一時金 (38年勤務の場合)</li> </ul>	<p>○ 恩給制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支給開始年齢 原則65歳 (定年前63歳以降で退職した場合は減額支給) ※ 定年が67歳に引き上げられると同時に支給開始年齢も引上げ</li> <li>・ 支給額 恩給算定基礎給与 (退職時給与、家族加給ほか) × 0.9905の71.75% (40年勤務の場合)</li> </ul>	<p>○ 年金制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支給開始年齢 60歳</li> <li>・ 支給額 退職前6月の俸給年額の75% (40年勤務の場合)</li> </ul>



V 諸外国の国家公務員の給与

アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
<ul style="list-style-type: none"> <li>一般の職員に適用される一般俸給表、幹部職員に適用される上級管理職俸給表、高級管理職俸給表等の俸給表が存在</li> </ul> <p>一般俸給表（課長以下）（GS） ワシントン・ボルチモア地区（2009年1月現在 年額 単位：ドル）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>等級</th> <th colspan="10">号俸</th> </tr> <tr> <th></th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>...</th> <th>8</th> <th>9</th> <th>10</th> <th colspan="3"></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>21,592</td> <td>22,313</td> <td>23,031</td> <td>...</td> <td>26,310</td> <td>26,338</td> <td>27,013</td> <td colspan="3"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>24,277</td> <td>24,854</td> <td>25,657</td> <td>...</td> <td>28,981</td> <td>29,764</td> <td>30,547</td> <td colspan="3"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>26,457</td> <td>27,370</td> <td>28,253</td> <td>...</td> <td>32,666</td> <td>33,548</td> <td>34,431</td> <td colspan="3"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>~</td> <td>~</td> <td>~</td> <td>~</td> <td>...</td> <td>~</td> <td>~</td> <td>~</td> <td colspan="3"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>86,927</td> <td>89,825</td> <td>92,723</td> <td>...</td> <td>107,221</td> <td>110,109</td> <td>113,007</td> <td colspan="3"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>102,721</td> <td>106,145</td> <td>109,570</td> <td>...</td> <td>126,693</td> <td>130,118</td> <td>133,543</td> <td colspan="3"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>120,830</td> <td>124,658</td> <td>128,886</td> <td>...</td> <td>149,025</td> <td>153,053</td> <td>153,200</td> <td colspan="3"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 表中の金額は、基本給と地域均衡給の合計額。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>昇給期間は、4号俸に昇給するまでは52週、7号俸に昇給するまでは104週、以降は156週（成績優秀者は、昇給期間が短縮）</li> <li>上位ポストへの昇進に伴って、上位の等級に格付け</li> <li>地域ごとに、基本給の一定割合（13.86%～34.35%）の地域均衡給が支給</li> <li>業績評価に基づく業績報償、特別な業務や成果をあげた場合の特別報償などが存在</li> </ul> <p>上級管理職俸給表（課長・局長等）（SES） (2009年1月現在 年額 単位：ドル)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>最高額</th> <th>最低額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>177,000</td> <td>117,787</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>各人の給与額は、最高額と最低額の範囲内で決定</li> <li>成績が優秀なSESに対する大統領報償が存在</li> </ul> <p>高級管理職俸給表（大規模局長・次官等）（EX） (2009年1月現在 年額 単位：ドル)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>等級</th> <th>I</th> <th>II</th> <th>III</th> <th>IV</th> <th>V</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>俸給額</td> <td>196,700</td> <td>177,000</td> <td>162,900</td> <td>153,200</td> <td>143,500</td> </tr> <tr> <td>代表官職</td> <td>長官</td> <td>副長官</td> <td>次官</td> <td>外局副長官</td> <td>大規模局長</td> </tr> </tbody> </table>	等級	号俸											1	2	3	...	8	9	10					1	21,592	22,313	23,031	...	26,310	26,338	27,013					2	24,277	24,854	25,657	...	28,981	29,764	30,547					3	26,457	27,370	28,253	...	32,666	33,548	34,431					~	~	~	~	...	~	~	~					13	86,927	89,825	92,723	...	107,221	110,109	113,007					14	102,721	106,145	109,570	...	126,693	130,118	133,543					15	120,830	124,658	128,886	...	149,025	153,053	153,200					最高額	最低額	177,000	117,787	等級	I	II	III	IV	V	俸給額	196,700	177,000	162,900	153,200	143,500	代表官職	長官	副長官	次官	外局副長官	大規模局長	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般の職員については、各府省・各エージェンシーごとに労使交渉に基づいて俸給表（号俸制又は給与バンド制）が設定</li> <li>上級公務員については、共通の俸給表が適用</li> </ul> <p>一般の職員 貿易産業省の例（2004年8月現在 年額 単位：ポンド）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>給与バンド</th> <th>最低額</th> <th>最高額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>12,200</td> <td>14,950</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>13,840</td> <td>16,810</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>14,980</td> <td>18,170</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>15,860</td> <td>21,130</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>17,180</td> <td>22,790</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>19,650</td> <td>26,310</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>21,100</td> <td>28,300</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>26,220</td> <td>35,880</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>36,720</td> <td>50,360</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>43,750</td> <td>61,750</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>上位のポストへの昇進に伴って上位の給与バンドに格付け</li> </ul> <p>上級公務員（課長級以上）（SCS） (2009年10月現在 年額 単位：ポンド)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>給与バンド</th> <th>最低額</th> <th>最高額</th> <th>代表的官職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>58,200</td> <td>117,800</td> <td>課長</td> </tr> <tr> <td>1A</td> <td>67,600</td> <td>128,900</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>82,900</td> <td>162,500</td> <td>局次長</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>101,500</td> <td>208,100</td> <td>局長</td> </tr> <tr> <td>事務次官</td> <td>141,800</td> <td>279,300</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>各人の給与額は、該当する給与バンドの最高額と最低額の範囲内で、4つの成績区分に応じて決定</li> <li>成績評価区分に応じ、ボーナスが支給される</li> </ul>	給与バンド	最低額	最高額	2	12,200	14,950	3	13,840	16,810	4	14,980	18,170	5	15,860	21,130	6	17,180	22,790	7	19,650	26,310	8	21,100	28,300	9	26,220	35,880	10	36,720	50,360	11	43,750	61,750	給与バンド	最低額	最高額	代表的官職	1	58,200	117,800	課長	1A	67,600	128,900		2	82,900	162,500	局次長	3	101,500	208,100	局長	事務次官	141,800	279,300		<ul style="list-style-type: none"> <li>一般の官吏に適用される俸給表A、本省課長級以上の官吏に適用される俸給表B等の俸給表が存在</li> </ul> <p>俸給表A（本省課長級以下） (2009年7月現在 月額 単位：ユーロ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>等級</th> <th colspan="8">号俸</th> </tr> <tr> <th></th> <th>1</th> <th>2</th> <th>.....</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>1,668</td> <td>1,707</td> <td>.....</td> <td>1,839</td> <td>1,870</td> <td>1,901</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1,735</td> <td>1,776</td> <td>.....</td> <td>1,916</td> <td>1,949</td> <td>1,982</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>1,773</td> <td>1,822</td> <td>.....</td> <td>1,988</td> <td>2,027</td> <td>2,063</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>~</td> <td>~</td> <td>~</td> <td>.....</td> <td>~</td> <td>~</td> <td>~</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>2,206</td> <td>2,281</td> <td>.....</td> <td>2,717</td> <td>2,798</td> <td>2,877</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>2,367</td> <td>2,470</td> <td>.....</td> <td>3,018</td> <td>3,121</td> <td>3,224</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>2,717</td> <td>2,870</td> <td>.....</td> <td>3,385</td> <td>3,490</td> <td>3,595</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>~</td> <td>~</td> <td>~</td> <td>.....</td> <td>~</td> <td>~</td> <td>~</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>3,513</td> <td>3,732</td> <td>.....</td> <td>4,474</td> <td>4,625</td> <td>4,777</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>4,294</td> <td>4,492</td> <td>.....</td> <td>5,095</td> <td>5,245</td> <td>5,394</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>4,737</td> <td>4,967</td> <td>.....</td> <td>5,663</td> <td>5,837</td> <td>6,009</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>2009年7月の改正で年功主義を廃止。職業勤務年数に基づく俸給構成に変更</li> <li>経験年数に基づき、2年、3年、4年毎に昇給</li> <li>公務内外の職業経験・追加的資格を評価し、上位号俸への格付けが可能。昇給は業績次第</li> </ul> <p>俸給表B（本省課長級以上） (2009年7月現在 月額 単位：ユーロ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>等級</th> <th>俸給額</th> <th>代表的官職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>5,394</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>6,266</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>6,635</td> <td>課長</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>7,021</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>7,464</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>7,885</td> <td>部長</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>8,291</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>8,716</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>9,243</td> <td>局長</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>10,880</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>11,303</td> <td>事務次官</td> </tr> </tbody> </table>	等級	号俸									1	2	.....	6	7	8			2	1,668	1,707	.....	1,839	1,870	1,901			3	1,735	1,776	.....	1,916	1,949	1,982			4	1,773	1,822	.....	1,988	2,027	2,063			~	~	~	.....	~	~	~			9	2,206	2,281	.....	2,717	2,798	2,877			10	2,367	2,470	.....	3,018	3,121	3,224			11	2,717	2,870	.....	3,385	3,490	3,595			~	~	~	.....	~	~	~			14	3,513	3,732	.....	4,474	4,625	4,777			15	4,294	4,492	.....	5,095	5,245	5,394			16	4,737	4,967	.....	5,663	5,837	6,009			等級	俸給額	代表的官職	1	5,394		2	6,266		3	6,635	課長	4	7,021		5	7,464		6	7,885	部長	7	8,291		8	8,716		9	9,243	局長	10	10,880		11	11,303	事務次官	<ul style="list-style-type: none"> <li>各職員群ごとに、グレード及び号俸に応じて俸給額が設定</li> </ul> <p>各省事務書記官群（高校卒）の例 (2007年2月現在 年額 単位：ユーロ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>グレード</th> <th>号俸</th> <th>俸給額（試算）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">主任事務書記官</td> <td>7</td> <td>27,967</td> </tr> <tr> <td>~</td> <td>~</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主任</td> <td>1</td> <td>20,513</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>26,607</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事務書記官</td> <td>~</td> <td>~</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>19,098</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>13</td> <td>25,192</td> </tr> <tr> <td>~</td> <td>~</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>1</td> <td>15,888</td> </tr> <tr> <td>~</td> <td>~</td> </tr> </tbody> </table> <p>高等行政官群（国立行政学院卒）の例 (2007年2月現在 年額 単位：ユーロ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>グレード</th> <th>号俸</th> <th>俸給額（試算）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">特別級</td> <td>8</td> <td>57,567</td> </tr> <tr> <td>~</td> <td>~</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1級</td> <td>2</td> <td>35,803</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>42,604</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2級</td> <td>~</td> <td>~</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>31,667</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>7</td> <td>33,681</td> </tr> <tr> <td>~</td> <td>~</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>1</td> <td>20,621</td> </tr> <tr> <td>~</td> <td>~</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>各職員群の号俸ごとに昇給期間が規定。勤務成績に応じ昇給期間は短縮</li> <li>職員群内での選考によって、上位グレードに格付け</li> <li>能率・生産性の向上に対して能率・生産性手当が支給</li> </ul> <p>特別俸給表（高級職等） (2007年2月現在 年額 単位：ユーロ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">号俸</th> <th rowspan="2">代表的官職</th> </tr> <tr> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>47,936</td> <td>49,840</td> <td>52,398</td> <td>警視長</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>52,398</td> <td>54,629</td> <td>57,567</td> <td>国務院調査官</td> </tr> <tr> <td>BB</td> <td>57,567</td> <td>59,091</td> <td>60,669</td> <td>次長</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>60,669</td> <td>61,994</td> <td>63,335</td> <td>国務評定官</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>63,335</td> <td>66,219</td> <td>69,102</td> <td>総監察官</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>69,102</td> <td>71,823</td> <td></td> <td>局長</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>74,489</td> <td></td> <td></td> <td>国務院部長</td> </tr> <tr> <td>G</td> <td>81,671</td> <td></td> <td></td> <td>国務院副院長</td> </tr> </tbody> </table>	グレード	号俸	俸給額（試算）	主任事務書記官	7	27,967	~	~	主任	1	20,513	8	26,607	事務書記官	~	~	1	19,098		13	25,192	~	~		1	15,888	~	~	グレード	号俸	俸給額（試算）	特別級	8	57,567	~	~	1級	2	35,803	6	42,604	2級	~	~	1	31,667		7	33,681	~	~		1	20,621	~	~		号俸			代表的官職	1	2	3	A	47,936	49,840	52,398	警視長	B	52,398	54,629	57,567	国務院調査官	BB	57,567	59,091	60,669	次長	C	60,669	61,994	63,335	国務評定官	D	63,335	66,219	69,102	総監察官	E	69,102	71,823		局長	F	74,489			国務院部長	G	81,671			国務院副院長
等級	号俸																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	1	2	3	...	8	9	10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1	21,592	22,313	23,031	...	26,310	26,338	27,013																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
2	24,277	24,854	25,657	...	28,981	29,764	30,547																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
3	26,457	27,370	28,253	...	32,666	33,548	34,431																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
~	~	~	~	...	~	~	~																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
13	86,927	89,825	92,723	...	107,221	110,109	113,007																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
14	102,721	106,145	109,570	...	126,693	130,118	133,543																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
15	120,830	124,658	128,886	...	149,025	153,053	153,200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
最高額	最低額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
177,000	117,787																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
等級	I	II	III	IV	V																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
俸給額	196,700	177,000	162,900	153,200	143,500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
代表官職	長官	副長官	次官	外局副長官	大規模局長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
給与バンド	最低額	最高額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
2	12,200	14,950																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
3	13,840	16,810																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
4	14,980	18,170																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
5	15,860	21,130																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
6	17,180	22,790																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
7	19,650	26,310																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
8	21,100	28,300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
9	26,220	35,880																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
10	36,720	50,360																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
11	43,750	61,750																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
給与バンド	最低額	最高額	代表的官職																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
1	58,200	117,800	課長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
1A	67,600	128,900																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
2	82,900	162,500	局次長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
3	101,500	208,100	局長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
事務次官	141,800	279,300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
等級	号俸																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	1	2	.....	6	7	8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
2	1,668	1,707	.....	1,839	1,870	1,901																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
3	1,735	1,776	.....	1,916	1,949	1,982																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
4	1,773	1,822	.....	1,988	2,027	2,063																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
~	~	~	.....	~	~	~																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
9	2,206	2,281	.....	2,717	2,798	2,877																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
10	2,367	2,470	.....	3,018	3,121	3,224																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
11	2,717	2,870	.....	3,385	3,490	3,595																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
~	~	~	.....	~	~	~																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
14	3,513	3,732	.....	4,474	4,625	4,777																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
15	4,294	4,492	.....	5,095	5,245	5,394																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
16	4,737	4,967	.....	5,663	5,837	6,009																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
等級	俸給額	代表的官職																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
1	5,394																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
2	6,266																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
3	6,635	課長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
4	7,021																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
5	7,464																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
6	7,885	部長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
7	8,291																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
8	8,716																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
9	9,243	局長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
10	10,880																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
11	11,303	事務次官																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
グレード	号俸	俸給額（試算）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
主任事務書記官	7	27,967																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	~	~																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
主任	1	20,513																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	8	26,607																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
事務書記官	~	~																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	1	19,098																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	13	25,192																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	~	~																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	1	15,888																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	~	~																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
グレード	号俸	俸給額（試算）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
特別級	8	57,567																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	~	~																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
1級	2	35,803																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	6	42,604																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
2級	~	~																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	1	31,667																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	7	33,681																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	~	~																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	1	20,621																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	~	~																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	号俸			代表的官職																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	1	2	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
A	47,936	49,840	52,398	警視長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
B	52,398	54,629	57,567	国務院調査官																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
BB	57,567	59,091	60,669	次長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
C	60,669	61,994	63,335	国務評定官																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
D	63,335	66,219	69,102	総監察官																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
E	69,102	71,823		局長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
F	74,489			国務院部長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
G	81,671			国務院副院長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										

【参考】給与改定方式

アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
<p>合衆国法典において、均衡原則（同一価値労働同一給与の原則、全米・地域ごとの官民給与均衡（連邦と非連邦との均衡）の原則、職務と勤務成績に応じた報酬の原則）が規定</p> <p>給与の改定方式は、合衆国法典で詳細に規定</p> <p>給与等法定事項に対しては、協約締結権はない</p>	<p>国家公務員管理規範において、各省が職員の給与措置を設定する際に以下の原則を考慮しなければならないことが規定</p> <p>(a) 給与支出に見合った価値 (b) 給与支出の財政上の管理 (c) 給与システムの柔軟性 (d) 給与と成績との密接かつ効果的な連関</p> <p>上級公務員(SCS)については、協約締結は行われておらず、上級公務員給与審議会の勧告に基づき決定</p> <p>一般の職員(上級公務員(SCS)以外)は、財務省から付与される財源枠の中で、財務省と協議して決定される給与改定率の範囲内で、各省及び各エージェンシーと労働組合との交渉で決定</p>	<p>判例・通説において、扶養原則、成績原則が認められている</p> <p>※ 扶養原則…職位、職責、職員の年齢、一般の生活水準に鑑みて、ふさわしい生活を維持できる給与水準の保障</p> <p>官吏には、協約締結権が認められておらず、一般に公務被用者の妥結状況を考慮して決定</p> <p>公務被用者は、連邦及び市町村の共同の労使交渉により決定 (州は経済的事情等により統一交渉から離脱)</p>	<p>官公吏一般規程において、「官吏は、職務遂行後、俸給、居住地手当、子女手当及び法律又は規則により定められている複数の手当を受ける権利を有する」と規定</p> <p>政府が給与改正案を作成し、関係法令の改正により決定</p> <p>協約締結権は認められていない。組合が政府の提示した改正案に合意した場合、議定書に調印。政府は一般的に議定書に基づいて給与改定を決定・実施</p>
<p>&lt;高級管理職、上級管理職の場合&gt;</p> <p>一般俸給表の改定に準じて改定</p> <p>-----</p> <p>&lt;一般の職員（一般俸給表適用）の場合&gt;</p> <p>※ 大統領代替案が作成されることが多いのが現状</p>	<p>&lt;上級公務員の場合&gt;</p> <p>&lt;一般の職員の場合&gt;</p> <p>※ 職員手帳や事案ごとの合意文書の策定により、非組合員にも同じ給与が適用される</p>	<p>&lt;官吏の場合&gt;</p> <p>&lt;公務被用者の場合&gt;</p> <p>※ 協約の効果が及ぶことにより、非組合員にも同じ給与が適用される</p>	<p>※ 1998年以降、給与改定に関する議定書の締結に至ったことはない(2012年1月現在)</p>

VI 諸外国の国家公務員の政治的行為の制限

	アメリカ	イギリス			ドイツ		フランス
		上級公務員等	一般職員	現業職員(職業紹介、社会保障給付等業務従事者)等	官吏	公務被用者	
立候補・議員就任	○公選による公職の立候補者となることができない	○国会又は欧州議会の議員に立候補することはできない 地方議会の議員への立候補は所属省庁の許可が必要  ※ただし、立候補ができる場合であっても、政党の公認を受けたとき等は辞職が必要 ※議員に就任するには、辞職が必要	【同左】	○国会、欧州議会、地方議会とも議員への立候補は自由	○連邦議会議員及び欧州議会議員を兼ねることはできない 州議会議員を兼ねることができる州とできない州がある 市町村の議員は兼ねることができる	○連邦議会議員を兼ねることはできない	○公務員の身分のまま議員になることができる(派遣身分) ・司法官等は、管轄区域内の被選権欠格
選挙活動	○職務上の権限又は影響力を、選挙結果に干渉する目的で行使することができない  ○勤務時間外であれば、選挙運動で積極的役割を果たすことができる	○全国的なものではない 地方レベルのものは所属省庁の許可が必要	○所属省庁の許可が必要	○勤務時間外の活動は自由	※政治行為を行うに当たり、全体に対する立場等を考慮して、節度と自制を保たなければならない		
政党役職への就任	○勤務時間外であれば、政党の管理事務を行うことができる	【同上】	【同上】	【同上】			○勤務時間外であれば、政党に加盟して働くことができる
政治的な意見表明	○勤務時間外であれば、政治的な意見の表明は保障される	【同上】	【同上】	【同上】			○政治的な意見の表明は保障されるが、職務を利用して意見を表明することは避けなければならない
(その他)	○政治的目的での寄付を要請し又は受領することができない  ○所属省庁が公権力を行使する対象者に対して、政治的行為への参加・不参加を要請することができない						※勤務外であっても中庸・礼節を保つことが求められている
[参考] 地方公務員	※各州等ごとの取扱い	※国家公務員と同様。ただし、管理職等は、国の上級公務員等の取扱いに加え、地方レベルの行為も禁止			※連邦議会議員就任については連邦の官吏・公務被用者と同様。州、市町村の議員就任については各州ごとの取扱い		※国家公務員と同様